

総務常任委員会委員長報告

それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。

総務常任委員会は、休会中の3月14日、15日の二日間、開催いたしました。

説明のため、出席を求めた者は、総務部長、政策推進部長、市民部長及び関係課長等であります。

当委員会が、付託を受けました案件は、条例5件、予算6件、請願書2件、その他4件の合計17件であります。

それでは、順次審査の結果につきまして、報告をさせていただきます。

議案第5号 栗東市市長、副市長の給与等に関する条例及び栗東市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

委員より、同じ財政規模の市で比較した場合はどのような位置にあるのか、との質疑に対し、当局より、県内の市で一番低い状況にあるとの答弁がありました。

質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に

議案第6号 栗東市税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に

議案第8号 ふるさとりっとう応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、

委員より、地域資源を活かした元気なまちづくり事業について、具体的な内容としてどのようなものがあるのかとの質疑に対し、当局より、馬ブランドと特名産品の2つで考えている。

また、委員より、特名産品について、そのPRの方法と全国に発信する手段についての質疑に対し、

当局より、一定の寄付をいただいた方には、PRを兼ねて、特名産品の贈呈を考えている。また、全国のふるさと納税を紹介しているサイトがあるので、そこに掲載されるよう積極的に働きかけていく。との答弁がありました。

その他質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に

議案第13号 栗東市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について は
質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に

議案第19号 栗東市消防団条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、 は
質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に

議案第21号 変更契約の締結につき議会の議決を求めることについて、 委員より
今回の変更契約額は、約2700万円と高額であることから、競争入札にしなければならないのではないかと、この質疑に対し、
当局より
現在、現場も施行中であり、随意契約の方が安価で工事期間についても有利である。との答弁がありました。
その他質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に

議案第23号 滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更について、関係地方公共団体が協議することにつき議会の議決を求めることについて、 は
質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に

議案第24号 栗東市土地開発公社の解散につき議会の議決を求めることについて、
委員より、解散後の公社職員の処遇についての質疑に対し、
当局より

現在、プロパー職員が1名おり、何らかの身分保障は行いたい、臨時職員1名については1年の雇用契約である。との答弁がありました。また、委員より調査結果について、まず調査対象の事業は何件であるのかとの質疑に対し、

当局より、

38事業のうち、選定いただいたのが7事業である。

選定基準として ^{いち}簿価の大きな事業、
^に取得時の価格設定が高額である事業
^{さん}市の主要事業について抽出いただいた。

最終は7事業にしぼり、2事業については検証委員会で終了しているので検討委員会では5事業について検討をいただいた。

との答弁がありました。

その他質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に

議案第25号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請につき議会の議決を求めることについて、

委員より、平成25年9月に起債許可申請の予定をされているが、国としてはこの3セク債、起債を貸すという決定をされているのか、との質疑に対し、

当局より、約2年間、県を通じて下相談を通して理解をいただいている。本申請する前の正式な調書などは新年度提出し、聞き取りを受けたあと決定となる。

また、委員より

全国の3セク債の事例はあるのか、低い利率となるような対応を考えているのかとの質疑に対し、当局より、3セク債は平成21年度から許可されている。全国では104件でそのうち土地開発公社の事例は49件である。利率については1.5%を上限と考えている。より安くなる方法を検討していく。との答弁がありました。その他質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に

議案第26号 平成24年度栗東市一般会計補正予算（第6号）
についてのうち 関係する歳出、歳入・その他事項について、は
質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決

すべきものと決しました。

なお、環境建設常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長から、それぞれ関係する歳入、その他事項につきましても、原案どおり可決すべきものと決した旨の報告を受けております。

次に

議案第27号 平成24年度栗東市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、は
質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に

議案第31号 平成25年度栗東市一般会計予算についてのうち関係する歳出、歳入・その他事項について、

委員より、

ボランティア・市民活動支援センター補助金は、統合される社会福祉協議会に対して補助されるのかとの質疑に対し、
当局より、平成25年度において社会福祉協議会への補助金となるが、会計はボランティアセンターとなり、その補助金で活動されることから、今まで通りとして処理されるものである。

また委員より、自治会活動交付金の一括交付について、各自治会へ交付の方法の周知はどうするのかとの質疑に対し、

当局より

仕組みなどのPRについては、4月の全体自治会長会において「自治会てびき」により、変更となる内容の説明をする。との答弁がありました。

また、委員より

「栗東駅東口まちづくり検討事業支援」の予算内容についての質疑に対し

当局より

駅前のまちづくりでもあり、現状の把握と整理 ^{はあく} 住民の意向把握会議の運営支援などを考えている。と答弁がありました。

また、委員より

職員給与費について、職員数が7名減で給料も減となっているが、市民サービスの低下を招かないかとの質疑に対し、

当局より、

簡素で効率的な組織を体系的に整備し、事務事業を精査する。どうしても不足があるところは、臨時職員や再任用職員の配置により新

年度の対応を図る．との答弁がありました。
その他、多くの質疑による慎重審議の後、討論もなく、採決の結果、
全員一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、環境建設常任委員会委員長、文教福祉常任委員会委員長から、
それぞれ関係する歳入、その他事項につきましても、原案どおり可
決すべきものと決した旨の報告を受けております。

次に

議案第 3 2 号 平成 2 5 年度栗東市土地取得特別会計予算 につい
て、は質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可
決すべきものと決しました。

次に

議案第 3 3 号 平成 2 5 年度栗東市国民健康保険特別会計予算 につ
いて、

委員より、医療費の 3 . 1 % の伸びとした根拠についての質疑に対
し、当局より、過去 2 年の伸びの平均を取ったもので、医療費の伸
びの縮小に伴い、保険給付費等の伸びについても、昨年より縮小し
て見込んでいる。との答弁がありました
質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決
すべきものと決しました。

次に

議案第 3 4 号 平成 2 5 年度栗東市後期高齢者医療特別会計予算
について、は
質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべ
きものと決しました。

次に

請願書第 1 6 号 請願書 米軍関係者による事件・事故における
第 1 次裁判権放棄の「密約」の破棄、および「日米地位協定」の見
直しを、日本政府に求められるよう請願致します、
については、質疑、討論もなく、採決の結果、賛成者はなく、不採
択すべきものと決しました。

次に

請願書第 1 7 号 年金 2.5% の削減中止を求める請願書、について

は、質疑ののち、この請願は年金受給者だけに対する救済を求めるものであるが、経済低迷の影響を受けているのは年金受給者だけに限らない。との反対の討論がありました。

採決の結果、賛成者はなく、不採択すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の主な審査結果の報告いたします。ご審議の程、よろしくお願いいたします。